

ご存じですか？ 養護老人ホーム・生活支援ハウス

福祉課(南有馬庁舎) ☎73-6651

日常生活において、おおむね自立している高齢者で、「一人で生活するのが不安」「自宅で生活するのが難しくなってきた」など、そのような不安や悩みを抱える人の住まいの選択肢として「養護老人ホーム」と「生活支援ハウス」があります。

※入所に関する相談や手続きなどについては、福祉課へお問い合わせください。



養護老人ホーム

●受入施設

施設名	定員	住所・電話番号
積徳苑	50人	布津町丙4266番地 ☎72-3555
大乘苑	60人	加津佐町己2225番地イ ☎87-2163

●対象者

原則として65歳以上の在宅での生活に困難さや不安を抱えている人。また、身の回りのことが自分でできる人。家庭環境上の理由および経済的理由により、自宅での生活が困難な人。

●利用料

利用者およびその扶養義務者の収入により利用料が決定します。

(月額0円から最大14万円)

※ホームでの食事代や光熱水費などの生活費は、利用料に含まれています。

生活支援ハウス

●受入施設

施設名	定員	住所・電話番号
ライフヴィラ望海	10人	南有馬町甲1308番地1 ☎85-2900
なごみ荘	8人	加津佐町乙618番地 ☎87-2099

●対象者

南島原市に住所を有する人で、原則として60歳以上のひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人および家族による援助を受けることが困難な人であって、高齢などのため独立して生活することに不安がある人。

※介護認定をお持ちの人は、要介護1以下の人が対象です。

●利用料

利用者の収入により利用料が決定します。

(月額0円から最大5万円)

※別途、食事代や光熱水費などは自己負担で施設への支払いが必要です。

11月は 児童虐待防止 推進月間です

189(いちはやく)
「だれか」じゃなくて「あなた」から

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

189 (いちはやく) 連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

☎こども未来課 ☎73-6652 または 子育てテレフォン ☎73-6654

「女性の人権ホットライン」強化週間

☎0570-070-810 (全国共通)

長崎地方法務局および長崎県人権擁護委員連合会では、女性が被害者となることが多い、夫・パートナーからの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど、さまざまな相談を受けています。ひとりで悩まず電話してください。

11月12日(金)～18日(木) 午前8時30分～午後7時
※ただし、土・日曜日は午前10時～午後5時

☎市民課 ☎73-6647 または 長崎地方法務局 長崎県人権擁護委員連合会 ☎095-820-5982

南島原市事業継続支援金を支給しています

商工業者…☎商工振興課(西有家庁舎) ☎73-6633
農業者…☎農林課(有家庁舎) ☎73-6661
漁業者…☎水産課(有家庁舎) ☎73-6662



市HP

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域に特別警戒警報や県独自の緊急事態宣言の発令、長崎市・佐世保市内にまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者に対し、南島原市事業継続支援金を支給しています。

●支給要件

令和3年8月6日現在、市内に住所を有する個人、または主たる事務所を有する法人で、次のⅠ～Ⅲの要件を満たすもの

- Ⅰ. 以下の①または②に該当し、令和3年8月または9月の月間事業収入が対前年(または対前々年)の同月比で20%以上減少していること
 - ※50%以上減少している場合は、国の月次支援金も申請できます。
 - ①令和3年8月10日から9月24日までの間、県の営業時間短縮要請などに協力した県内飲食店・遊興施設と直接・間接の取引があること
 - ②令和3年8月7日から9月24日までの間、県下による不要不急の外出・移動自粛要請により直接・間接の影響を受けたこと
- Ⅱ. 令和3年8月、9月分の県の大規模集客施設時短要請協力金および各市町の営業時間短縮要請協力金を受給していないこと
- Ⅲ. 令和3年3月31日以前から県内で事業を営んでいること

●支給額

令和2年(または令和元年)8月、9月の月間事業収入から令和3年8月、9月の月間事業収入を差し引いた減少額

1 事業者あたり次の表のとおり

(支援金の支給は同一の申請者に対して一度限り)

減収率	1月あたりの支給額
令和3年8月、9月の売上高が対前年(または対前々年)比 20%以上30%未満減少	上限10万円
令和3年8月、9月の売上高が対前年(または対前々年)比 30%以上50%未満減少	上限15万円
令和3年8月、9月の売上高が対前年(または対前々年)比 50%以上減少(※)	上限10万円

事業収入減少額を上限とし、**8月と9月の最大2カ月分**を支給します。

※50%以上減少している場合は、国の月次支援金(個人上限10万円/月、法人上限20万円/月)も申請してください。

●申請方法など

市ホームページまたは商工振興課・農林課・水産課に備えている申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参にて提出してください。

詳細は市ホームページをご確認ください。

●受付期限…**12月28日(火)**(当日消印有効)

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です
性暴力に言い訳は、通りません!!

性暴力について、誤解していませんか。望まない性的な行為は、性暴力です。

性犯罪・性暴力で悩んでいる人へ、一人で悩まず、相談してください。

☎電話で相談 #8891

- 内閣府 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター はやくワンストップ
- 警察庁 性犯罪被害相談電話 ハートさん #8103
- 内閣府 性暴力に関するSNS相談 [Cure time] (キュアタイム)

☎SNSで相談

※期間中は口之津港ターミナルビルのモニュメントを、シンボルカラーであるパープルにライトアップします。